



衛 薬 第 550 号  
平成 29 年 9 月 21 日

各 保 健 所 長 }  
各 政 令 市 保 健 所 長 } 様

静岡県健康福祉部長

### 登録販売者に対する研修の実施について

このことについては、平成 24 年 4 月 2 日付け衛薬第 860 号により通知し、登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（平成 24 年 3 月 26 日付け薬食総発 0326 第 1 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知中別添。以下「ガイドライン」という。）により実施しているところですが、今般、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長から通知（別添 1）及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から事務連絡（別添 2）があったので、お知らせします。

については、別添 3 及び別添 4 により別記団体の長あてに登録販売者外部研修に係る今後の取扱いを通知しましたので、下記に留意の上、貴管下の一般用医薬品販売業者等及び登録販売者外部研修実施機関に御指導願います。

### 記

#### 1 外部研修の受講状況等の確認

- (1) 一般用医薬品販売業者等の許可申請、許可更新申請、立入調査時等には、従事する全ての登録販売者に対して、外部研修を受講させているかを自主点検表、勤務状況書類、修了証等により確認すること。
- (2) 受講した外部研修が別添 3 の研修の概要の届出を行った外部研修機関による研修であるか確認すること。
- (3) 外部研修の実施機関からの実施届及び実績報告書については、薬事課から県保健所及び政令市保健所に情報提供するので、(1)及び(2)の確認の際には適宜突合し、確認すること。なお、本情報の取扱いには留意すること。

#### 2 その他

研修の概要の届出を行った登録販売者外部研修実施機関及び届出・報告・自主点検表用の電子データファイルについては、薬事課ホームページ (<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-530/yakujikikaku/tourokuhanbaigaibukenshu.html>) に掲載する。

担 当 生活衛生局薬事課薬事企画班  
電話番号 054 - 221 - 2412